



**高額療養費制度が変わります！**

**70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の区分が5区分に細分化されました。**  
(平成27年1月診療分より)

所得区分	自己負担限度額	(多数該当)
ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	(140,100円)
イ：標準報酬月額 53~79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	(93,000円)
ウ：標準報酬月額 28~50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	(44,400円)
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円	(44,400円)
オ：住民税非課税	35,400円	(24,600円)

**注意点**

- ◆ 差額ベッド代、食事代、保険外の負担分は対象となりません。
- ◆ 70歳以上の方の負担に変更はありません。

**Q: 窓口での負担はいくらになりますか？**

例：1ヵ月の総医療費：100万円 標準報酬月額：32万円(表の「ウ」に該当)

窓口負担割合：3割

**A:**

**①高額療養費の申請をする場合**

一旦 300,000円(100万円の3割)を医療機関の窓口で支払います。

後日高額療養費を申請し、212,570円の払い戻しを受けます。

<計算式>

自己負担額  $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

払い戻しを受ける額  $300,000円 - 87,430円 = 212,570円$

**②「限度額適用認定証」を病院窓口に表示する場合(高額療養費の申請なし)**

「限度額適用認定証」を病院の窓口に表示すれば、自己負担限度額 87,430円の支払いで済みます。

①の高額療養費は、申請してから払い戻しを受けるまで3ヵ月以上かかります。

入院や高額な外来が見込まれる時は、あらかじめ「限度額適用認定証」を病院窓口に表示していただくことをお勧めします。限度額適用認定証は、加入している健康保険(協会けんぽや健保組合等)に申請すると交付してもらえます。(70歳以上75歳未満の人は原則不要です)。

# SATO'S NEWS LETTER

2015年2月号  
(No.65)

## CONTENTS

- 高額療養費制度が変わります！ ..... P.1
- 助成金情報 ..... P.2
- 労務トラブル Q&A ..... P.3
- 人事労務ニュース ..... P.3
- 企業 PR コーナー  
株式会社カーソゴー  
(スズキ広島中央) 様 .. P.4
- SATO'S INFO ..... P.4

## 2月の社会保険労務と税務

2日

○贈与税の申告受付開始

10日

○一括有期事業開始届  
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

16日

○所得税の確定申告受付開始

3月2日

○健康保険・厚生年金の保険料納付  
○じん肺健康診断実施状況報告



10時間以上の教育・研修を実施して社員の能力アップ!

## 『中小企業労働環境向上助成金』

介護サービス事業A社にて

**社長:**「介護サービスの事業は、社員の対応がそのまま業績に現れる！社員の教育・研修に力を入れたいけれど、人事部長、何か良い案はないかな？」

**部長:**「それならば会社として、新入社員研修、管理職研修、幹部研修、特殊技能習得研修等の教育訓練や**研修を充実**させましょう」

**社長:**「いいね…でも会社の持ち出しが増えてしまう。国からの支援は何かないのか…」

**部長:**「『**中小企業労働環境向上助成金**』を使えば、**30万円**の助成金が出るそうです！」

### Q. どんな会社が対象なの？

① 中小企業事業主であること かつ ② 重点分野等の事業を行っていること。

● 中小企業事業主の要件

産業分類	常時雇用する労働者数	資本金等
小売業(飲食店を含む)	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他	300人以下	3億円以下



● 重点分野とは、健康・環境・農林漁業分野等をいいます。これ以外にもこの分野に関する建築物を建築している建設業や、製品を製造している製造業、情報通信や運輸業、医療・福祉なども含まれます。他の事業と兼業していても対象となります

- ③ 関係法令等で実施が義務付けられていないものを含むこと
- ④ 業務遂行の過程外で行われる（Off-JT）、1人につき10時間以上の教育訓練等であること
- ⑤ 賃金、受講料、交通費等の諸経費は全額事業主が負担すること
- ⑥ 教育訓練中の賃金は、通常の労働時間の賃金から減額されずに支払われていること
- ⑦ 当該制度が適用されるための合理的な条件が就業規則（労働協約）に明示されていること

### Q. どうやったら助成金がもらえるの？

- ① 雇用管理制度整備計画を作成し、労働局へ提出する。
- ② 労働局からの認定がおきる。
- ③ 就業規則・労働協約に教育・研修の制度を新たに定める。
- ④ その制度を適用される社員が1人以上いる。
- ⑤ 計画期間終了後、2か月以内に労働局へ支給申請する。→ 受給

『中小企業労働環境向上助成金』は、諸手当の導入にも活用できます！

例) 諸手当の導入(通勤手当・住居手当・転居手当・家族手当・役職手当・資格手当・退職金制度)等、評価・処遇制度の導入、昇進・昇格基準の導入、賃金体系制度の導入

…**40万円**



※詳細はサトーへお問い合わせください



## Q. マイナンバー制度とはどのような制度で、これから会社は何をしないといけないのでしょうか？

### A.

#### ①マイナンバーとは

国民1人1人が持つ番号（12桁）で一生使い、行政機関や自治体で、社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報管理を行うこととなります。

#### ②マイナンバー通知スケジュール（個人番号通知カードと個人番号カード）

平成27年10月から、（個人番号）通知カードが市区町村より住民票の住所に郵送されます。外国籍の人でも住民票のある人には、マイナンバーは指定されます。（住民票のない海外在住日本人は指定なし）平成28年1月から、個人番号カードの交付が開始されます。

H27年	H28年	H29年	H30年
10月	1月		
番号	個人番号・法人番号の利用開始		
	個人番号カードの交付（申請による）		

#### ③マイナンバー制度導入によって会社に義務付けられること

- ★事業主は、社会保障・税関連の各種書類に個人番号・法人番号を記載しなければなりません。  
※各関係書類は400種類以上とされています
- ★個人番号については、本人確認（番号確認と身元確認の両方）が、原則、都度必要です。  
本人確認手続きには、定められた公的書類提出が必要です。  
◎個人番号カード ⇒ 番号確認と身元確認が一度に確認できます。  
◎個人番号通知カード+運転免許証 or パスポート or 健康保険証+住民票の写し

#### ④個人番号は厳格な情報管理が必要です。

- 1) 目的外利用の禁止 個人番号を用いて収集したデータを利用することはできません。
- 2) 規定する場合を除き番号の提供禁止
- 3) 書類の廃棄 保存期限到来後、速やかに廃棄が必要です。

#### ⑤平成28年1月の制度施行までに準備すること

- ①経営者による番号制度を理解し、企業活動が受ける影響を理解し、トップダウンによる全社的対応を実施する。
- ②全社横断的なプロジェクトチームまたは特別作業班を結成する。（人事・総務・経理・教育・内部統制・システム…）
- ③影響する業務の洗い出し、対策に向けた工程表を作成する。  
（制度開始までの期間が非常に短い、業務の総点検が必要なため、作業量が膨大）

## 人事労務ニュース

### ●求人サイト監視で「ブラック企業」を摘発へ 厚労省

厚生労働省は、いわゆる「ブラック企業」の摘発を効率化するため、1月から求人サイトやハローワークのホームページに掲載される求人情報の監視を開始した。給与が業界平均より大幅に高い会社や求人を頻繁に出している会社などを探し、労基法違反が疑われるような場合は労働基準監督署が立入調査や是正勧告を行うとしている。

### ●「ホワイトカラー・エグゼンプション」の原案まとまる

厚生労働省は、働いた時間にかかわらず成果により賃金を支払う「ホワイトカラー・エグゼンプション」制度の原案をまとめた。対象は年収1,075万円以上の専門職に限定し、勤務間インターバル規制、在社時間の上限規制、年104日の休日の取得規制といった長時間労働防止策のいずれかを選択することを条件にするとしている。改正労働基準法案を通常国会に提出し、2016年4月の施行を目指す。

企業PRコーナー「株式会社カーソゴ（スズキ広島中央）様」

創業50年の安心と信頼。車の事ならスズキ広島中央にお気軽にご相談ください！



株式会社カーソゴ（スズキ広島中央）

〒732-0804

広島県広島市南区西蟹屋 4-8-7

TEL 082-263-8111

スズキアリーナ広島中央ではスズキ車の 新車はもちろん、中古車の販売、車検、修理、板金、保険、タイヤ、アルミ、ナビ、オーディオ 等のカー用品販売などお車に関わることはすべてお任せ下さい！

お客様のご期待にお答えすべく気さくなカーアドバイザーがあなたのカーライフをサポート致します！もちろんアフターサービスも自社認証工場完備で安心、スピーディーです。

SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

「基本徹底！新入社員研修」

ビジネスマナー研修と基本徹底合宿を組み合わせ、考えて行動できる社員をめざします。合宿では団体行動を通して、徹底することの大切さ、やればできる自信を実感させます。

- 日 程：マナー研修 4月2日（木） 9：30～16：30  
合 宿 4月2日（木） 18：00～宿泊  
～4月3日（金）17：00
- 場 所：マナー研修 MDX 広島ビル8階 広島市中区大手町 1-6-2  
合 宿 太光寺 広島市西区田方1丁目 551番の1
- 費 用：マナー研修 12,000円、合宿 15,000円  
マナー研修+合宿 24,000円（いずれも税別）  
※マナー研修のみ、合宿のみの受講も可能です。

★詳細はこちら <http://www.sato-co.jp/201412102/>



太光寺合宿  
研修風景



「第37回合同勉強会」

弁護士法人広島メープル法律事務所／  
松本峯春事務所／社会保険労務士法人サトー

- テーマ：「経営者保証に関する  
ガイドライン」
- 日 時：平成27年2月27日（金）  
（勉強会）15：00～17：30  
（懇親会）18：00～20：00
- 場 所：メルパルク広島  
広島市中区基町 6-36  
※いつもと場所が違います
- 費 用：（勉強会）無料  
（懇親会）5,000円

★詳細はこちら  
<http://www.sato-co.jp/pdf/no37goudou.pdf>



社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9：00～18：00  
電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9：00～18：00  
電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983